

社会福祉法人みどり心育会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり心育会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員（当法人を主たる勤務場所とする役員）については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員（常勤役員以外の役員）については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席等法人業務を行う場合には、当法人の費用弁償規程に基づき費用弁償を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて理事会において決定するものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
- 2 常勤役員が職務のために出張したときは、職員出張旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、支給日は毎月15日とする。ただし、支給日が日曜日、祝日又は土曜日のときは、繰り上げて支給する。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

	報 酬 額
1号	月額 500,000 円の範囲内
2号	月額 600,000 円の範囲内
3号	月額 700,000 円の範囲内

別表2 常勤役員の賞与

6月の賞与	報酬月額×1 か月分の範囲内
12月の賞与	報酬月額×1.5 か月分の範囲内